

矢川プラス利用登録団体の皆さまへ

矢川プラスにおける活動内容についての注意事項

令和5年12月6日現在

矢川プラスでは、以下のような営利目的の活動をすることはできません。

また、以下に例示されていない活動であっても、これらの基準に基づき不承認となる場合がありますので、ご不明点等がありましたら個別にご相談ください。

なお、施設内でこれらの活動が確認された場合、施設の利用承認を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

記

- ① 特定の個人が一定以上の収入(年間48万円以上)を得る活動や営利法人、個人事業主などによる活動
※これらの活動に該当しないことを確認のうえ利用登録申請を受け付けています。
- ② 商品や有料サービスの購入・利用の勧誘を目的とした催し等の活動
(例:試食会、試飲会、新規会員募集を目的とした会員の集い、金融商品勧誘を伴うセミナー)
- ③ 商品や有料サービスの購入・利用の勧誘を目的とした広報活動に関すること
(例:上記目的のアンケートや上記目的で運用しているSNSアカウントやメールマガジンのフォロー・登録案内、サンプルや販促チラシ、カタログの配布)
※講演会の講師プロフィールなどに講師が刊行している書籍等を記載することはできます。
- ④ 営利法人等や個人事業主(屋号を含む)の事業への勧誘を伴う活動
(例:無料相談会、無料体験会、セミナーを称する商談会)
- ⑤ 物品の販売や募金活動など
(例:講演会講師の書籍販売、講演会後の募金活動、出演者への投げ銭)
- ⑥ 収益の出る催し(「参加費等の収入>経費」となる催しを指します)
(例:「参加費収入>講師謝礼や会場費等の経費」となる講演会)
※④~⑥については、公共性や公益性などの観点から個別に許可をする場合もあります。
希望する場合は施設予約前にご相談ください。

以上